

国立大学法人筑波技術大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本法人が定める役員に支給する期末特別手当において、各役員の業績を考慮し、その業績に応じて10/100の範囲内で、増額又は減額できるものとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	人事院勧告に準拠し、以下のとおり改定した。
		・役員号俸の1号俸及び2号俸をカットし、号俸を切替え、本給月額を平均6.7%引下げた。
		・調整手当を地域手当に改め、支給割合を1%上げた。 (支給割合3%から4%)
		・期末特別手当の12月支給分を0.025月分引上げた。 (12月支給分1.725月分から1.75月分)
理事		同上(但し、号俸切替後の本給月額が切替前日において受けていた本給月額に達しない場合には、その差額を支給)
理事(非常勤)	}	非常勤役員手当を引下げた。 (日額33,000円から日額31,000円)
監事		改定なし。
監事(非常勤)	}	非常勤役員手当を引下げた。 (日額26,000円から日額25,000円)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	16,164	11,064	4,658	442 (地域手当)		
理事 (1人)	14,759	9,360	4,153	898 (地域手当) 348 (単身赴任手当)		3月31日1名
理事 (非常勤) (2人)	899	899	0	0 ()		3月31日1名
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	450	450	0	0 ()		

【注】・「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本法人において決定された当初予算の範囲内で運用している。
また、アウトソーシング等により、人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)に定める国家公務員の職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告の動向を踏まえ、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当(6月・12月)の支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額(昇給)	昇給前1年間における職員の勤務成績に応じて、昇給の号俸数を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額(昇格・降格)	昇格:従事する職務に応じて、総合的な能力の評価により、勤務成績が優秀な職員には1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務成績が不良の場合等(就業規則第11条に規定)には、下位の級に降格させることができる。(給与法に準拠)

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 人事院勧告に準拠し、以下のとおり改正した。
 - ・全職員の俸給月額を全体として平均4.8%引下げた。
 - ・一般職員俸給表を11級制から10級制に改正し、号俸を切替えた。(但し、号俸切替後の俸給月額が切替前日において受けていた俸給月額に達しない場合には、その差額を支給)
 - ・特別昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階設け、職員の勤務成績に応じて、昇給の号俸数を決定した。
 - ・昇給時期を年4回から1回に改正した。
 - ・調整手当を地域手当に改め、支給割合を1%上げた。(支給割合3%から4%)
 - ・俸給の調整額の基本調整額を引下げた。
- 学科長等の役職者に対して支給する役職手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

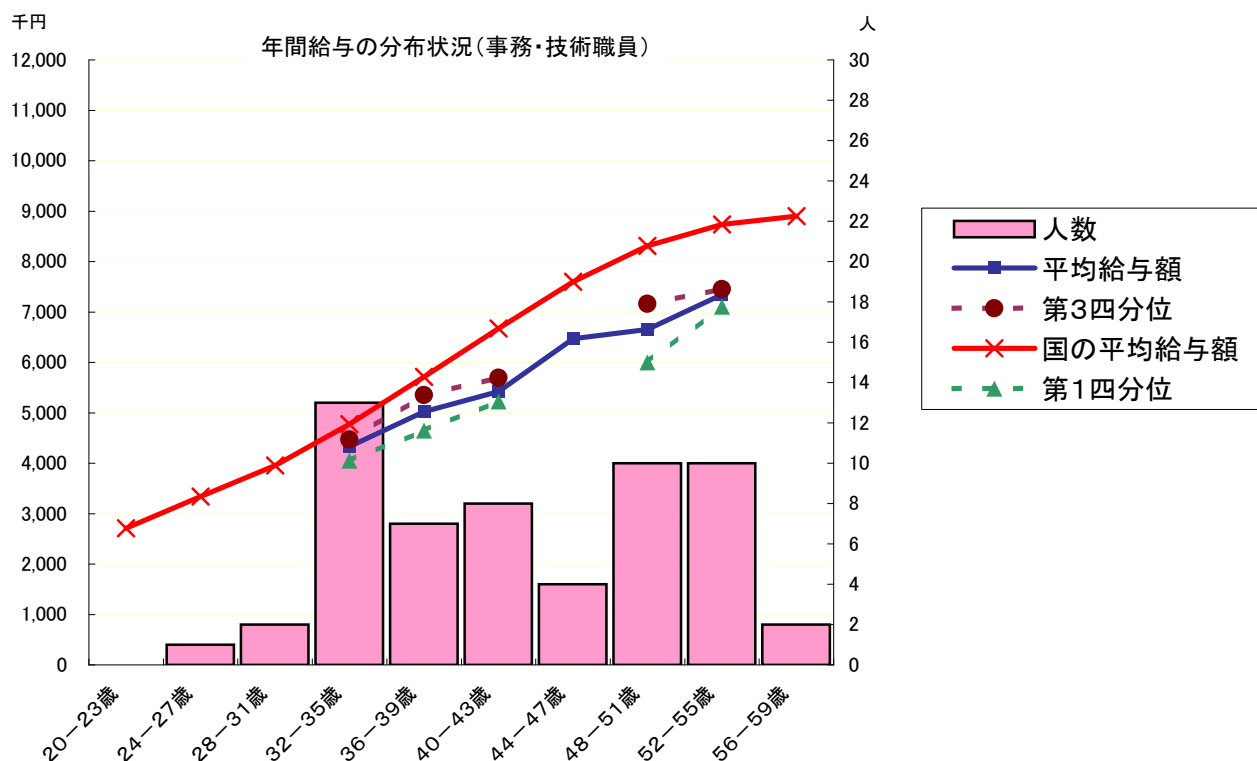
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	168	48.1	7,857	5,603	84	2,254
事務・技術	57	43.4	5,792	4,200	70	1,592
教育職種 (大学教員)	104	50.8	9,138	6,474	94	2,664
その他医療職種 (医療技術職員)	3	40.5	4,892	3,543	32	1,349
その他医療職種 (看護師)	4	47.8	6,205	4,488	60	1,717

【注】・常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

- ・「その他医療職種」とは、医療技術職員については保健科学部附属東西医学統合医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務を行う職種を示し、看護師については保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターに勤務する看護師の業務を行う職種を示す。
- ・該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])



【注】・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

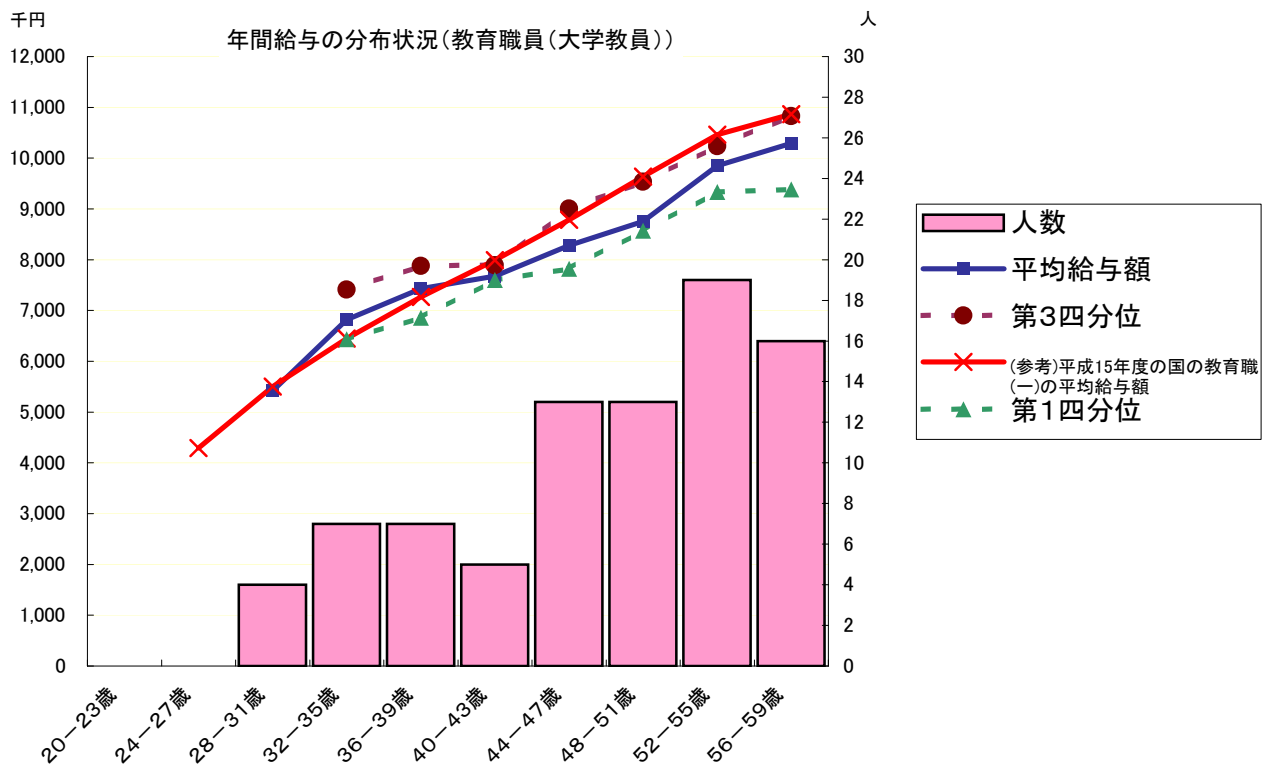
・年齢24～27歳、年齢28～31歳、年齢44～47歳及び56～59歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については表示していない。

・年齢24～27歳、年齢28～31歳及び年齢56～59歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
(職位)	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・課長	1	-	-	-	-	-	-
・課長補佐	5	55.5	7,317	7,634	7,634	7,815	7,815
・係長	21	48.4	6,003	6,564	6,564	7,162	7,162
・主任	15	39.6	4,471	5,137	5,137	5,693	5,693
・係員	15	35.5	3,793	4,281	4,281	4,736	4,736

【注】・課長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。



【注】・年齢28～31歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
(職位)	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	60	56.8	9,535	10,123	10,640		
・准教授	34	43.9	7,507	7,986	8,574		
・講師	2		—		—		
・助教	8	38.4	4,915	5,930	6,552		

【注】・講師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長
人員 (割合)	57人	2人 (3.5%)	19人 (33.3%)	21人 (36.8%)	10人 (17.5%)	4人 (7.0%)	1人 (1.8%)
年齢(最高 ～最低)		～	49～30 歳	55～35 歳	55～48 歳	59～53 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	3,948～ 2,570 千円	5,235～ 3,255 千円	5,229～ 4,870 千円	6,086～ 5,182 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～	5,387～ 3,513 千円	7,204～ 4,471 千円	7,328～ 6,841 千円	8,481～ 7,317 千円	～ 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		局長	局長	局長	局長
人員 (割合)		0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	～

【注】・1級及び6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	104人	0人 (0%)	8人 (7.7%)	2人 (1.9%)	34人 (32.7%)	60人 (57.7%)
年齢(最高 ～最低)		～	49～28 歳	～	63～31 歳	64～44 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,931～ 3,444 千円	～	6,843～ 4,688 千円	8,520～ 6,247 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,819～ 4,705 千円	～	9,452～ 6,475 千円	12,094～ 8,984 千円

【注】・3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	%	%	%
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分 (期末相当)	66.1	69.0	67.7
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	33.9	31.0	32.3
	最高～最低	35.9～30.6	32.9～28.5	33.3～29.8

【注】・事務・技術職員における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	63.5	66.5	65.0
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	36.5	33.5	35.0
	最高～最低	37.6～33.2	34.6～30.3	36.0～31.7
一般職員	一律支給分 (期末相当)	65.7	68.8	67.3
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	34.3	31.2	32.7
	最高～最低	35.9～32.1	32.9～29.3	34.4～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.6
97.4

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.7

【注】・当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)と平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

95.2

(教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出。)

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,512,895	千円 778,231	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 107,463	千円 100,943	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 94,713	千円 40,867	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 201,607	千円 100,425	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,916,678	千円 1,020,466	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)

【注】・本法人は平成17年10月1日に設立されたため、「比較増△減」欄及び「中期目標開始時(平成17年度)からの増△減」欄は記載していない。

- ・「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

(中期目標における取組)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期計画における目標及び方針)

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策として、各教育研究活動、業務活動について人的資源の活用状況の観点からの見直し評価を行うとともに、合理化が可能と判断される活動については人員削減を行い、新規重点目標等の遂行に必要な要員を確保する。

また、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(総人件費について、考慮すべき事項、説明すべき事項)

・当年度の「給与、報酬等支給総額」……1,512,895千円(a)

・平成17年度の「人件費予算相当額」……1,552,085千円(b)

・人件費の削減率(対人件費予算相当額)……△2.5%

計算式 = (a - b) ÷ b × 100

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」……1,517,585千円

(旧国立大学法人筑波技術短期大学分739,354千円及び新国立大学法人筑波技術大学分778,231千円を合算した金額。)

IV 法人が必要と認める事項

特になし